

令和2年5月14日

保護者 様

多古町教育委員会

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

平素から本町の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

さてこの度、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について、5月13日に千葉県教育委員会より下記のとおり改訂の通知がありましたので、お知らせいたします。つきましては、引続き感染拡大防止に向けて御協力をお願いいたします。

記

- 1 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安
(少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにかかりつけ小児医療機関や帰国者・接触者相談センターに電話などで御相談ください。)
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - 基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合※症状が4日以上続く場合は必ず御相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに御相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- 2 相談・受診の前に心がけていただきたいこと
 - 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校を休み外出を控える。
 - 毎日、体温を測定して記録しておく。
 - 基礎疾患をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。
- 3 医療機関にかかる時のお願い
 - 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
 - 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。